

区内商店等消費喚起ポイント還元事業の実施について

人流の回復により、街のにぎわいが少しずつ戻ってきている一方で、物価高騰が続いていることにより、回復傾向にある消費マインドが再び低下し、特に、一般消費者を顧客とする小売業、飲食業などの売上の停滞や減少が懸念されます。街のにぎわいを創出し、区内店舗の売上を確保するため、二次元コード決済を活用した消費刺激策に取り組みます。

また、区内商店会の会員数の維持及び新規獲得を支援するため、港区商店街連合会に加盟する商店会等の会員店舗（以下「区商連加盟店舗」といいます。）で決済した場合、他の店舗より高い割合でポイントを還元するキャンペーンを併せて実施します。

1 事業の概要

(1) 事業名

みな得ポイント還元キャンペーン

(2) 実施期間

令和5年12月1日～令和6年1月31日

(3) 対象店舗

キャンペーン対象の二次元コード決済を導入している資本金5千万円以下の区内店舗のうち、区が指定した店舗（約1万店）

(4) 事業内容

ア 区商連加盟店舗以外でキャンペーン対象の二次元コード決済を利用した場合
20%分のポイントを還元します。

なお、ポイント付与上限額は、1回の決済につき2千円分、1か月当たり合計4千円分とし、事業実施期間（2か月）で最大1人8千円分とします。

イ 区商連加盟店舗でキャンペーン対象の二次元コード決済を利用した場合
30%分のポイントを還元します。

なお、ポイント付与上限額は、上記アと同様です。

上記ア・イともに満額利用した場合、最大1人1万6千円分のポイント還元となります。

(5) 周知方法

二次元コード決済アプリ、対象店舗でのポスター掲出、広報みなと、チラシ、X（旧Twitter）、ちいばす及びお台場レインボーバス内モニター表示など

2 スケジュール（予定）

令和5年 9月 令和5年第3回港区議会定例会（補正予算案提出）

12月 事業開始